

6. 岩出市公共下水道使用料算定の方針

○ 使用料算定の対象期間の設定

使用料の算定に当っては、将来の一定期間における事業運営に必要な経費を適性に把握する必要があり、このための基本的な実務として使用料算定期間内の財政計画を策定する必要がある。

財政計画は、単なる将来の収支予測ではなく、長期的な経営計画を踏まえた健全な事業運営を前提として策定しなければならない。

これらのことから、財政計画期間は、一般的には2年ないし4年程度が適当であるとされておりますが、この期間は「日本下水道協会発行・国土交通省下水道部監修」の下水道使用料の基本的な考え方の中で言われている一応の基準であります。本市においては事業環境、施設建設の進捗度合いなど、本市の実情により設定するものとする。

メモ

○ 前回財政計画の見直しの検討

先に示した下水道の財政計画は、下水道事業全体における財政規模を把握するため、公共下水道建設の起債償還完了までの超長期（～72年度）における毎年度の推定を行ったものがあるが、下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、出来るだけ安定性を保つことが望まれる反面、あまりに長期にわたって、その期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなりますので、前回示した財政計画では予想もつかない年月であることから、今後見直しを必要とする。

具体的には、下水道の整備状況、需要量等を勘案しながら、5年ないし10年程度の期間内における収入予測（使用料、一般会計繰入金、国庫補助金、起債等）と支出（資本費及び維持管理費）のバランスをとり、このなかで、特に使用料及び一般会計繰入金の水準を適正に設定することが必要である。

メモ

○ 下水道事業の運営コスト削減

下水道事業における市民サービスの提供は、市民に1日でも早く下水道を利用していただくための下水道整備である。

平成20年の一部供用を目指して進められている流域下水道にあわせ、本市の下水道も平成15年度より第1次認可区域、第2次認可区域と年次的に整備をしている。

工事の実施に当っては、公共工事のコスト縮減を意識し、管材の選定についても当初より多くの製品と比較し、塩ビ管より質量が軽く、碎石基礎が可能であるなどの、リブ付硬質塩化ビニール管を採用するなど、限られた予算のなかで効率的な事業を行っている。

・ コスト削減の取り組みは

- (1) 下水道整備及び建設工事のコスト縮減を図りながら整備を行います。
- (2) 適正な受益者負担金・下水道料金に設定し増収を図ります。
- (3) 下水道のPRの徹底を図り、水洗化普及啓発を行い水洗化の向上を図ります。
- (4) 積極的な接続率の向上を図ります。
- (5) 民間委託の推進を検討いたします。
- (6) 事業の効率的な運営及び経費削減において、適正な定員管理に取り組みます。

メモ

○ 使用料体系

1. 使用料体系の考え方

使用料体系とは、公費及び私費の負担区分に基づき算出された使用料対象経費を、個々の使用者に対してどのように配分し、負担させるかということを経費体系化したものです。

下水道事業における使用料体系の設定の基本的理念は、法第20条第2項（公共下水道管理者は、条例の定めるところにより、公共下水道を使用するものから使用料を徴収することが出来る）に規定されております。

- 1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 2) 能率的な管理のもとにおける適正な原価を超えないものであること。
- 3) 定率または定額をもって明確に定められていること。
- 4) 特定の使用者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

即ち、その主旨は、使用者が排除した下水の量及び質等に応じた妥当な使用料であること、また、特定の使用者に対して不当な差別的取扱いをする使用料であってはならないこと、並びに定率または定額をもって明確に定めること、さらには個々の使用者の使用実態に応じて配分される個別原価に基づいて設定されるべきであることを意味する。

これは、第一に、使用料実態の量的及び質的差異に対応した合理的な使用料体系の設定が要請され、前者は排水量に対応した従量使用料体系の採用に、後者は排水の質的側面に着目した水質使用料体系の採用の根拠となる。

第二に、原因者負担の原則を踏まえて、生活排水を中心とした一般排水と、事業活動に伴う排水としての特定排水とに区分することに根拠を与えることとなる。

第三に、大量排水が経費の増加要因となる傾向との関連と、節水形社会の指向という視点とを考え合わせると、累進使用料体系の採用が必要になる。

使用料体系の設定に当っては、以上の観点を踏まえて市の排水需要の実態、下水道事業の実情等十分検討することが必要である。(排水需要の予測等)

メモ

2 使用量対象経費の分解

個々の使用者の使用実態に応じて配分された個別原価に基づいて行う必要があります。この場合、使用料対象経費を分解しそれをもとに使用料体系を設定することが合理的であるとしています。

この使用料対象経費の分解というのは、基本使用料、従量使用料、累進使用料等を定める前提となる作業である。

一般的には、使用料対象経費は、需要家費、固定費及び変動費の3種類に分解されます。

- 1) 需要家費とは、下水道使用水量の多寡に係わりなく、主として下水道使用者数に対応して増減する経費であり、使用料徴収関係経費等がこれにあたる。
- 2) 固定費とは、下水道使用料水量及び使用者数の多寡に係わりなく、下水道施設の規模に応じて固定的に必要とされる経費であり、資本費、電力料金の基本料金、人件費の基本給がこれに当たる。
- 3) 変動費とは、主として下水道使用水量の多寡に応じて変動する経費であり、動力費の大部分、薬品等がこれにあたる。

・一般排水と特定排水【業務用（旅館、飲食店、理容、美容、洗濯、）、官公署用、会社・工場用】との区分及び浴場などの扱い

1) 意義

特定排水とは、企業活動に伴い工場や事業所から下水道に排除される汚水のうち一定量以上のものをいい、一般排水とは、それ以外の全ての汚水をいう。

一般排水と特定排水とに区分を行うことの根拠は、一般排水の場合はナショナル・ミニマム（国家・国民の最低限の基準、公的サービスの水準）としての色彩が強いが、特定排水の場合はそうでないこと及び原因者負担の原則が強く働くことがあることから、使用の実態に応じて一般排水と特定排水の区分をしている公共団体がある。

2) 区分の基準

一般排水と特定排水の区分の基準は、基本的には、一般家庭が通常に排出する生活排水の実態、生活関連業種の実情等に留意して決定すべきである。

なお、一般排水と特定排水とを区分するにあたっては、一定量以上の汚水を全て特定排水とし、それ未満の汚水を一般排水とすることも必要である。

メモ

3 基本使用料と従量使用料

1) 意義

基本使用料と言いますのは、使用料の有無に係わりなく賦課されるものであり、基本水量が賦与される場合と、そうでない場合がある。

従量使用料とは、使用量の多寡に応じて水量と単位水量当たりの価格により算定し、賦課されるものである。

使用量に応じて使用料を算定するという従量使用料体系は、法の主旨に照らして合理的なものといえるが、使用量が変わることに対応して使用料収入もかわるので、使用量が少ない場合には、使用量に係わりなく固定的に発生する経費をまかなえないという事態が生じることがある。

これを回避し、経営の安定性を確保するために、従量使用料と基本使用料を併せた方法が多くの自治体で採用されている状況である。

また、基本使用料に基本水量を設け、その範囲で定額制をとることが行われている。これは、日常生活の上で最低限必要なナショナル・ミニマムとしての排出量を考慮し、これにかかる使用料を低く納めるために行われているところもある。

メモ

4 累進使用料

累進使用料とは、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系のことをいう。

これは、污水排水量の変動の大きい大口使用者のために施設整備コストがかかっている事に基づくものであるとともに、水利用抑制のインセンティブ（外側からの働きかけ、意欲、刺激等）が働くことから、資源問題、環境問題等の解決に、一般的に寄与するといわれている。

水は限りある資源であり、節水を促す意味からも累進使用料制は必要と考えられるが、累進使用料制を設けるにあたっては、節水型社会への指向を踏まえつつ、水量区画ごとの排水需要への影響など勘案し、本市の実情に対応した適切なものであることが必要となる。

メモ

5 水質使用料

水質使用料とは、悪質水の規制及び水質負荷の違いによる処理経費を改修するため、従来、排水の水質濃度に応じて、水質使用料が設定されてきた。（水質の項目は、BOD 生物化学的酸素要求量、SS 浮遊物質等を指します。）平成16年3月の総務省の下水道経営指標・下水道使用料の概要によりますと、公共下水道2,287事業のうち、93事業と僅か

であり、多くの団体は、従量使用料のみとなっている。

水質使用料を採用していくにあたっては、本市の排水の実態及び処理場の処理能力等、施設の適正な維持管理に留意し、必要性を十分検討していくことが必要である。

メモ

○ 汚水排出量の認定と減量制度

- ・ 汚水排出量については、標準下水道条例第16条第2項第1号に「水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。」とあり、水道使用水量を汚水排出量と「みなす」ことが原則とされている。従って、水道水以外の井戸水等については、別途、下水道管理者が認定し、合意した上で、下水道使用料を算定することになる。このいわゆる「みなし規定」については、「下水道法逐条解説」により、「一般的には、水道の使用水量は全て下水道に排除されるものとみなしてよいと考えられる。なぜなら、一般に水道の給水装置から出た水は、容器に治めてその場所から運び出さない限りはそのほとんどが下水道に排除されることになるからである」と肯定されている。

水道使用水量と汚水排出量は完全に一致することはないと思われるが、標準下水道条例において「みなし規定」が採用されているのは、下水道という流入を拒むことが出来ない受身の施設において、合理的かつ経済的にその使用料を算定するためである。

基本的に、水道水以外の井戸水等については減量認定（後述）が必要である。

・ 減量制度

減量制度については、標準下水道条例第16条第2項第3号に「製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した報告書を市長に提出しなければならない。」と規定されている。従って、「みなし規定」を適用すると不合理になる場合には減量制度に基づき、汚水排出量を適正に算出し減量認定することが必要と考えられる。

メモ

○ 減免制度の検討

・ 生活保護制度と下水道使用料

生活保護制度の保護には、8項目の種類がある。その中に、生活扶助があり、困窮のため最低限度の生活を維持することが出来ない者に対して、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なものとして、生活を保障するとともに、その自立を助長している。（生活保護法）

下水道使用料における減免は、負担の公平の観点からあくまでも例外措置と考えられる。基本的には下水道の使用の事実に基づき、その経費を負担してもらうという姿勢の堅持が必要であり、生活保護制度の日常生活の需要を満たすため、し尿くみ取り料等が含まれていることや、下水道使用料においても負担の公平に留意する必要があることから、当審議会においても検討事項の一つである。

参考 岩出市生活保護対象者 平成18年10月1日現在 159世帯 242名

メモ